

令和 7 年第 3 回東串良町農業委員会 会 議 録

日時：令和 7 年 3 月 25 日（火）午前 9 時 0 0 分～

場所：東串良町役場委員会室（3 階）

令和 7 年 第 3 回 東串良町 農業委員会 会議録									
招 集 年 月 日		令和 7 年 3 月 2 5 日							
招 集 場 所		東串良町役場委員会室（3 階）							
開 催 の 日 時 及 び 宣 言		開 会	令和 7 年 3 月 2 5 日 午前 9 時 0 0 分				議 長	大村 教男	
		閉 会	令和 7 年 3 月 2 5 日 午前 9 時 3 0 分				議 長	大村 教男	
農 業 委 員		出 欠	番 号	氏 名		出 欠	番 号	氏 名	
出席数 8 名 欠席数 名		○	1	吉ヶ崎 弘一		○	5	鶴丸 千尋	
		○	2	松留 立美		○	6	木佐貫 一孝	
出席○ 欠席×		○	3	稲村 照隆		○	7	櫻木 孝二	
		○	4	大村 教男		○	8	内村 初子	
最適化推進 委員		○		有留 幸路		○		松元 友信	
		○		中村 春樹		○		杉木 秀幸	
出席数 8 名		○		福岡 みどり		○		松留 和江	
		○		村吉 博美		○		谷口 憲三	
会 議 録 署 名 委 員		7 番	櫻木 孝二		8 番	内村 初子			
出席した事務局職員		局長	上野 勝志		書記	宮之前 博一・出水 翔太 中村 一雅			
会 議 に 付 し た 事 項	日程第 1 議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画公告の 取消しについて								
	日程第 2 議案第 1 0 号 農用地利用集積等促進計画案の意見について								
	日程第 3 議案第 1 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について								
	日程第 4 議案第 1 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について								
	日程第 5 議案第 1 3 号 農地のあっせん委員の選任について								

開会 午前 9 時 00 分

議長（大村）

皆さん、おはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

出席者 16 名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会
令和 7 年第 3 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、7 番櫻木委員と 8 番内村委員にお願いいたします。
それでは、ただいまから議事に入りたいと思いますが、議事に入る前に事務局から、令和 7 年 2 月の定例総会資料の修正について、先に報告をお願いします。

事務局（中村）

それでは、報告させていただきます。

2 月総会資料 31 ページにおいて審議した農用地利用集積等促進計画案の意見について、賃借権の 2 番の貸人は〇〇さんとなっていましたが正しくは〇〇さんになります。総会資料の最後に差し替え資料を添付しておりますので確認の方をよろしくお願いします。以上で報告を終わります。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

はじめに、日程第 1 議案第 9 号農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画公告の取消しについて議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは、説明いたします。資料 1 ページをご覧ください。

譲渡人より耕作する目的で買受し、所有権の移転を行う予定だったが、農用地利用集積計画の広告後に条件の確認をしたところ、条件の一部で譲渡人と譲受人とで認識が異なっていた事が判明し、登記への承認を得る事ができなくなった。よって、所有権の移転を断念することとなり、既になされた令和 7 年 2 月 28 日公告第 3 号の農用地利用集積計画中、上記物件に関する部分の広告の取り消しを求めるものであります。

以上で説明を終わります。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

よって日程第1議案第9号農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画公告の取消しについては許可することに決しました。

議長（大村）

次に日程第2議案第10号農用地利用集積等促進計画案の意見について議題といたします。

今回の農用地利用集積等促進計画案については、賃借権が9件、使用貸借権が2件あります。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料2ページをご覧ください。

賃借権の1番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規10年の利用権設定でございます。

次に2番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規20年の利用権設定でございます。

次に3番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新20年の利用権設定でございます。

次に4番、貸人は〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規10年の利用権設定でございます。

次に5番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規10年の利用権設定でございます。

次に6番、貸人は〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規10年の利用権設定でございます。

次に7番、貸人は〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規10年の利用権設定でございます。

次に8番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規10年の利用権設定でございます。

次に 9 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

資料 3 ページをご覧ください。

使用貸借権の 1 番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 20 年の利用権設定でございます。

次に 2 番、貸人は〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

よって、日程第 2 議案 10 号農用地利用集積等促進計画案の意見については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第 3 議案第 11 号農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、賃借権設定が 1 件、所有権移転が 4 件であります。

それでは事務局の説明をお願いしたいところでありますが、所有権の 12 番については、譲受人が〇〇委員となっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

東串良町農業委員会会議規則第 25 条によって、委員は自己又は同居の親族に関する事項に関しての議事に参与することはできないとなっておりますので、〇〇委員は質疑の間退席をお願いします。それでは事務局の説明をお願いします。

（〇〇委員退席）

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 5 ページをご覧ください。

所有権移転の 12 番、譲渡人は新川西の〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり売買による所有権移転でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、質疑が終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

（〇〇委員入室）

議長（大村）

また、所有権移転の 11 番、14 番については、譲受人が町外在住であったため現地調査を行っております。最初に資料 6 ページの 11 番について、櫻木委員に現地調査の報告をお願いします。

（櫻木委員現地調査報告）
それでは報告させていただきます。

令和 7 年 3 月 14 日金曜日に、農地法第 3 条に係る現地調査を、私と内村委員、事務局 2 名の計 4 名で行いました。

なお関係者として、農地の譲受人である〇〇さんが出席されました。

今回の申請は、肝付町在住の譲受人が農地を購入するものであり、作付予定作物は飼料作物となっております。

譲受人の農作業の経験は、30 年であり、農業への意欲及び従事日数・農機具等も農地法第 3 条の許可基準を上回っております。

なお譲受人の住所は肝付町ですが、通作に関しても問題はないものと思われます。

さらに、農作業をする際には周囲の農地への悪い影響が出ないように、十分に気をつけるとのことでありましたので、農地法第 3 条による許可を出しても問題はないものと

思われます。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、次に資料 7 ページの 14 番について、松留立美委員に報告をお願いします。

（松留立美委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和 7 年 3 月 14 日金曜日に、農地法第 3 条に係る現地調査を、私と谷口委員、事務局 2 名の計 4 名で行いました。

なお関係者として、農地の譲受人である〇〇さんが出席されました。

今回の申請は、大崎町在住の譲受人が農地を購入するものであり、作付予定作物はバレイショとなっております。

譲受人の農作業の経験は、18 年であり、農業への意欲及び従事日数・農機具等も農地法第 3 条の許可基準を上回っております。

なお譲受人の住所は大崎町ですが、通作に関しても問題はないものと思われ
ます。

さらに、農作業をする際には周囲の農地への悪い影響が出ないように、十分に気をつけるとのことでありましたので、農地法第 3 条による許可を出しても問題はないもの
と思われ
ます。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(質疑なし)の声あり)

議長(大村)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長(大村)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(中村)

それでは、資料4ページをお開きください。

賃借権設定の10番、貸人は川西の〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規10年の賃借権設定でございます。

資料6ページをお開きください。

所有権移転の13番、譲渡人は岩弘の〇〇さん、譲受人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり贈与による所有権移転でございます。以上で説明を終わります。

議長(大村)

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)の声あり)

議長(大村)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして日程第 3 議案第 11 号農地法第 3 条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第 4 議案第 12 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回の申請は 1 件となっております。

それでは資料 8 ページの〇〇さんからの転用申請について現地調査の報告を木佐貫委員よろしくお願いします。

（木佐貫委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和 7 年 1 月 20 日月曜日に転用にかかる現地調査を私と有留推進委員、事務局 1 名の計 3 名で行いました。

なお関係者として行政書士の〇〇さん、〇〇さんが出席されました。

今回の転用目的は借家住まいである申請人が、自身が住むための一般住宅を建設するものであり、資金については融資により賄うとされ、事務局に必要書類が提出されていることから実現は確実であると思われます。

申請地の農地区分としましては、集団性も低く孤立した農地であることから第 2 種農地に相当するものと思われ、転用は可能であると思われます。

なお、本申請は隣接地である雑種地と一体として使用する者であり転用面積は 276 m²となっており、特に問題はないものと思われます。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われれます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」) の声あり)

以上を持ちまして日程第 4 議案第 12 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第 5 議案第 13 号の農地のあっせん委員の選任について議題いたします。

今回は賃借を求める申出が 2 件ございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思います。どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

(「事務局一任の声あり」)

議長（大村）

事務局一任という声がありましたので、まず、事務局の説明をお願いします。

事務局（出水）

それでは、〇〇さんの農地あっせん申し出について説明させていただきます。資料 9 ページをお開きください。

申請地は明光園の近くにあり、周辺には畑が広がっております。また、賃借料に関しては無料でもかまわないとのこと。

図面には周辺農地の耕作者を記載されておりますので、あっせん委員が集約を進めるためにも隣接する農地の耕作者に優先的に話を進めていただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく申し上げます

議長（大村）

ありがとうございました。

それでは、事務局一任という声がありましたので農地のあっせん委員につきましては松留立美委員と谷口委員を指名いたします。委員長を谷口委員にお願いしたいと思います。

松留立美委員

はい。

議長（大村）

どうぞ。

松留立美委員

なぜこの案件は、あっせんになったんですか。

事務局（出水）

こちらの農地に関しましては、昨年〇〇さんが周辺の農地が無料でひとまとまりになったら借りたいという話がありまして、松留委員にもあっせんをお願いしたところですが、農地の持ち主の方が貸したくないとか文書で確認をとって返って来なかったりして、農地がひとまとまりにならなかった為、〇〇さんの耕作はなくなりました。あっせん依頼の〇〇さんに関しましては、前回耕作された方に貸そうとしましたが高齢の為、耕作が出来ないとの話があった為、あっせんにかかるという話になりました。
以上です。松留立美委員よろしいでしょうか。

松留立美委員

はい。

それでは、引き続き事務局より説明をお願いします。

事務局（出水）

それでは、〇〇さんの農地あっせん申し出について説明させていただきます。
資料 10 ページをお開きください。

申請地及びその周辺につきましては、資料 10 ページに記載されているとおりになります。賃借料に関してはあっせん委員で一任することでした。

また、図面は周辺農地の耕作者を記載されておりますので、集約を進めるためにも隣接する農地の耕作者に優先的に話を進めていただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくをお願いします

議長（大村）

ありがとうございました。

それでは、事務局一任という声がありましたので農地のあっせん委員につきましては松留立美委員と谷口委員を指名いたします。委員長を松留立美委員にお願いしたいと思います。

よって、日程第 5 議案第 13 号の農地のあっせん委員の選任については、ただいま指名いたしました方々にお願いすることに決しました。

松留立美委員

賃借料はいるの。

事務局（出水）

〇〇さんの賃借料につきましては、いくらかでもいいのでほしいとの事でした。

松留和江委員

〇〇さんは以前、そういう風におっしゃいました。

議長（大村）

続いて、来月の予定について事務局から案内をお願いいたします。

事務局（宮之前）

※4 月現地調査：15 日（水）

定例総会：4 月 25 日（金）

申請締切：3 月 31 日（月）※4 月定例総会分

議長（大村）

ありがとうございました。

以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和 7 年第 3 回定例総会を閉会いたします。